

「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」の主な対応状況

(社会保障審議会 障害者部会報告書／平成27年12月14日)

○障害児通所支援の質の向上等に係る留意事項（平成28年3月）

障害児通所支援事業者の指導の徹底、放課後等デイサービスガイドラインの活用の徹底、障害児本人の発達支援のためのサービス提供の徹底等を内容とする留意事項を、地方自治体向けに通知

○地域生活支援事業実施要綱の改正（平成28年3月）

失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、重度の身体障害のある者が、意思疎通支援者の養成・派遣に関する事業の対象者であることを明確化

○医療的ケア児の支援体制の構築の推進（平成28年6月）

医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携体制の構築に向けて、地方自治体が計画的に取り組むための留意事項等を、地方自治体向けに通知